

郵送での入札の注意事項について

入札に参加するにあたり、下記の事項に注意してください。

(入札の参加)

郵送での応札をもって入札の参加とします。入札書の提出方法は郵送のみとし、入札日前日迄に必着とします。

当該入札者のうち、開札の立会を希望する場合は、開札日の2日前までに下田消防本部総務課(0558-22-1829)に連絡してください。

(入札書)

入札書は指定の様式を使用し、入札額は消費税を除いた金額を記入してください。

(封筒)

必ず書留郵便をもって提出してください。

入札に使用する封筒の大きさは、「長型3号(120mm×235 mm)」又はそれに準ずる大きさのものとなります。

郵送する封筒は二重封筒にして、表封筒に入札書在中の旨を朱書で書いてください。中封筒の表面に「下消入第〇〇号、〇〇入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名を記載し押印をしてください。又合わせ目に3箇所封印を押してください。

使用する印は、競争入札参加資格審査申請書に押印された本社の代表者、又は受任者の印を使用してください。ただし、受任先で登録されているのにも関わらず本社で提出された場合は無効となるため注意してください。

(再度入札)

入札は2回目までとします。1回目で予定価格に達しない場合等で落札者とすべき入札がないときは、再度入札を行います。2回目の入札も郵送での応札となるため、入札公告に記載のある日程で行います。

2回目の入札を辞退する場合は、郵送(必着)にて入札日前日迄に提出してください。

(契約)

契約は落札の通知を受けた日から7日以内に契約の締結をしてください。落札者が期間内に契約をしない場合は、その落札は効力を失います。

(入札の無効)

以上の点について注意し、入札に臨んでください。また、次の事項に該当する場合は入札が無効になりますので特に注意してください。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

- (12) 電子入札においては、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(下田市建設工事競争入札契約心得 第13条)より

(入札の中止等)

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められる場合
- (2) 入札参加者が「入札辞退届」等により2人に達しないことが判明した場合
- (3) 初度入札及び再度入札で入札書の提出が2人に達しない場合
- (4) 天災、地変その他やむを得ない事由が生じた場合

(下田市建設工事競争契約入札心得 第11条)より